



犬・猫へのマイクロチップ装着費補助制度を創設します

大府市は、令和4年度から犬および猫に対してマイクロチップを装着する飼い主に対し、装着費用を補助する制度を創設します。

令和元年に動物愛護及び管理に関する法律が改正され、令和4年6月1日から犬猫などの販売事業者（ペットショップなど）に対し、販売する犬や猫に対してあらかじめマイクロチップを装着することが義務付けられます。

また、令和4年6月1日時点において、既に犬や猫を飼養し、マイクロチップを装着していない飼い主および同日以降にマイクロチップが装着されていない犬や猫を譲り受けた飼い主に対して、マイクロチップの装着は努力義務となります。そこで、マイクロチップ装着にかかる費用の一部を補助し、その装着を奨励することで、迷い犬や迷い猫を防止し、安心して犬や猫を飼い続けられる環境整備を推進します。なお、本事業に必要な予算案を3月議会に上程します。

■犬・猫へのマイクロチップ装着費補助制度の概要

事業開始予定時期／市内獣医師などと調整後、令和4年度から速やかに開始します
補助対象者／

- ①令和4年6月1日時点において、既に犬や猫を飼養し、マイクロチップを装着していない飼い主
- ②令和4年6月1日以降に、マイクロチップが装着されていない犬や猫を譲り受けた飼い主

補助金額／1頭（犬・猫）につき1500円

補助頭数／最大200頭

その他／現在、市内獣医師などと調整し、補助対象者の事務的負担が少なくなるような手法を検討しています。事業に必要な予算案を3月議会に上程します。

【問い合わせ先】

大府市環境課

担当：近藤佳之（コンドウ ヨシユキ）

電話：0562-45-6223 FAX：0562-47-9996 メール：kankyo@city.obu.lg.jp